

<政治資金ガバナンス確立のための政治資金規正法の一部改正法要綱素案>

政党のガバナンス、特に政治資金の執行及び管理に係る適正性を確保する自己統治確立のためには、政治資金の網羅的で秩序立った情報公開がまず必要であるという認識の下、「公益法人みなし措置」を受ける政党のみならず、その他の政治団体に対しても、以下のような民間企業及び公益法人並みの財務報告を求めるものとする。

なお、本要綱の「政党」とは、法人格付与法、政党助成法で定義される政党をいうものとする。この要綱による改正は、政治資金規正法の改正という形式を想定している。

- 一、 政党、国会議員関係政治団体、その他政治資金の管理において重要な政治団体（以下、「財務情報開示政治団体」という。）は、一般に公正妥当と認められる会計慣行に従い、政治資金の執行・管理に係る財務諸表を作成し、関連する注記及び附属明細書と共に、これを七、の「政治資金監査院（仮称）」に提出しなければならないこと。
- 二、 政党及び政治団体の支部を「それぞれ一の政治団体とみな」す現行の政治資金規正法第18条及び第19条の6は廃止し、支部の政治資金の収入・支出は、原則としてすべて当該財務情報開示政治団体（本部）の説明責任の下で執行・管理するものとする。同時に、財務情報開示政治団体は支部ごとの会計書類を作成し、財務諸表の附属明細書の一部としてこれらを公開しなければならないこと。
- 三、 現行の政治資金規正法の法文中に散在している政治団体の定義規定を、同法の総則規定に集約し、さらに一、の「その他政治資金の管理において重要な政治団体」を、以下の通り定義すること。

- ア、特定政治資金配分団体：一年間に、一つの政治団体に100万円以上、又は複数の政治団体に500万円以上の政治資金を寄付している政治団体
- イ、特定政治資金受領団体：政治団体から一年間に100万円以上の政治資金の寄付を受領している政治団体
- 四、 財務情報開示政治団体は、財務諸表を監査する監事を置かなければならないこと。
- 五、 一、の財務諸表等は、公認会計士又は監査法人による会計監査人監査を受け、監査報告書が添付されているものでなければならないこと。
- 六、 財務情報開示政治団体のうち、政党及び特定政治資金配分団体は、原則としてそのすべての移転先を被連結団体とする連結財務諸表を作成し、当該連結財務諸表に関する注記、附属明細書及び監査報告書と共に、これを、七、の「政治資金監査院（仮称）」に提出しなければならないこと。
- 七、 財務情報開示政治団体の財務諸表等の正確性、合規性及び適正性を監査するため、政治資金規正法に設立根拠をもつ、内閣から独立した「政治資金監査院（仮称）」を設けること（委員は独立して職権を行使する）。
- 八、 「政治資金監査院（仮称）」は、財務情報開示政治団体から提出された財務諸表をインターネット上に公開する。また、同じく提出された会計帳簿、個別証憑から重要な事項を精選して、当該団体の個別の収入元、支出先の状況を開示すること。
- 九、 財務情報開示政治団体の財務諸表に具体的な疑義をもつ者は、一定の条件の下、政党の財務諸表の再監査を「政治資金監査院（仮称）」に請求することができるものとする。
- 十、 財務情報開示政治団体の代表、監事及び財務諸表作成者について、財務諸表、注記及び附属明細書に係る虚偽記載に対する所要の罰則規定（両罰規定、三罰規定、連座制規定を含む。）を整備すること。

以上